

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(英国からの航空機による入国者に対する追加制限措置)

2020年12月21日
在ギリシャ日本国大使館

英国で新型コロナウイルスの変異種による感染が拡大していることを受け、12月20日、ギリシャ民間航空局は以下のとおり、英国からの航空機による入国者に対する追加制限措置を発表しました。

12月21日午前6時から1月7日までの間、英国からの航空機による入国者に対し、7日間の自宅等における待機義務が課される（※現在、海外からの入国者全員に対して3日間の自宅等待機義務が課せられています）。

ただし、ギリシャでの滞在期間が7日間以下の場合には、その滞在期間を待機期間とする。待機場所については、自宅や、旅行者が電子登録フォーム（Passenger Locator Form（PLF））により事前登録した滞在先等で行われなければならない。

また、ギリシャへの入国者に課せられているPLF申請義務と、到着72時間前以内に実施されたPCR検査の陰性結果提示義務に加えて、1月7日までの間、英国からの航空機による入国者は全員、入国の際にラピッドテスト（抗原検査）を受検しなければならない。

※ ギリシャ政府の官報では本措置の有効期限は12月28日までとなっており、1月7日まで継続されるかどうかは不透明な状況です。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp